

発行所／一般社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37

TEL 023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagata.rofuku.net/> 2015.10.28

## 変えよう！奨学金 若者を苦しめる奨学金問題の解決へ！

かつて2割程度だった奨学金利用者は年々増加し、今や大学生の2人に1人が奨学金を利用しています。その背景には、高騰を続ける大学授業料の問題や、経済の悪化や雇用制度の変化による家計収入の減少、親の経済力の低下があり、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が増えているという現状があります。

また、奨学金と言えば世界の主流は『給付型』ですが、日本国内の奨学金の約9割が『貸与型』で、その多くは利息の付く有利子奨学金です。それでは奨学金と言う名のローンと同じです。

その奨学金を抱えた若者を取り巻く労働環境は悪化し、不安定雇用や低賃金労働の拡大によって、卒業しても十分な収入が得られず、奨学金を返したくても返せない若者が増え、延滞者は全国で30万人以上に及んでいます。さらに延滞者には延滞金（年5%）が課せられ、延滞後の返還金は、まずは延滞金にあてられるため元金はなかなか減らず、一生奨学金返済に追われることにもなりかねません。

前述のとおり2人に1人が奨学金を利用しています。今後お子さんが奨学金を利用するかもしれませんし、既に利用している方もいるでしょう、その配偶者や交際相手が奨学金利用者かもしれません。奨学金の返済が結婚の妨げとなったり、出産や子育てなど多方面への影響も懸念されます。この奨学金問題は他人事ではありません。今すぐみんなで声をあげ、奨学金制度を変えていかなければ、この社会は成り立たなくなります。

山形県労福協は、中央労福協とともに「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める署名活動」を実施しています。具体的には、1. 貸与から給付へ（奨学金制度の抜本的転換）、2. 貸与型奨学金の改善、3. 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充を要請事項とし、署名用紙を各労働者福祉事業団体や各労働組合に配布中です。

未来を担う若者の学びと成長を社会全体で支え、持続可能な社会をめざし、奨学金制度の改善と教育費の負担軽減を求めて声をあげましょう。ご協力よろしくお願いします。

署名活動  
実施中！

UP! 2015  
良くしよう  
みんなの暮らし  
生活底上げ・福祉強化キャンペーン

### 給付型奨学金制度の導入・拡充と 教育費負担の軽減を！

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、今や大学生の2人に1人が、何らかの「奨学金」を利用しています。さらに、不安定雇用や低賃金労働の拡大により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」人たちが増加しています。

このままでは、奨学金返済（借金）の重荷で、結婚や出産、子育ても困難になり、少子化・人口減を更に加速しかねません。

未来を担う若者を社会全体で支え、持続可能な社会にするため、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減を求めて声をあげましょう！



変えよう！奨学金 署名活動実施中

2015 生活底上げ・福祉強化キャンペーン

## 第12回ふれ愛チャリティーゴルフ大会

9月26日（土）、山形ゴルフ倶楽部を会場に、連合山形、東北労働金庫山形県本部、山形県労福協の3団体主催にて「第12回ふれ愛チャリティーゴルフ大会」を開催しました。今年も県内各地区をはじめ、連合山形構成組織、労働者福祉事業団体など22チーム、88名がプレーしました。

団体戦優勝は西村山地区チーム、個人優勝は最上地区の加藤伸司さんでした。  
チャリティー金729,248円は山形県ふれ愛募金会に寄付いたしました。



### 個人の部

	氏名（チーム名）	NET
優勝	加藤伸司（最上地区）	69.6
準優勝	鈴木 賢司（西村山地区）	70.4
第3位	白瀬 豊（山形中央A）	70.6

### 団体の部

	チーム名（氏名）	NET
優勝	西村山地区（鈴木（賢）、鈴木（久）、真田、芦野）	287.0
準優勝	最上地区（加藤、沼澤、金田、信夫）	292.4
第3位	田川地区（橋本、鈴木（豊）、瀬尾、鈴木（稔））	299.0

## 北部労福協主催「労働者自主福祉運動の理念・歴史講座」

北部労福協主催の「第2回労働者自主福祉運動の理念・歴史講座～持続可能な社会と若者の未来～」が10月8日（木）9日（金）に仙台市内で開催され、山形県からは7名が参加しました。

講演1「歴史から学ぶ労働運動・労働者自主福祉運動の理念・課題」、講演2「生活困窮者自立支援法をどう活かすか、労働者福祉の視点」、講演3「奨学金制度の現状と取り組み」、最後のパネルディスカッションは「深刻化する雇用劣化と奨学金問題の改善に向けて」というテーマで学習しました。

パネルディスカッションのパネラーには山形県高教組を通じて県立米沢商業高等学校教諭の井上和広氏に依頼しました。井上先生ありがとうございました。



## 好評！出前講座「労働関係制度の説明会」

8月9日（日）山形市内の私立高校にて、今年度最初となる出前講座「労働関係制度の説明会」を実施しました。2015年度は昨年度実績を超える計17回の出前講座を県内各校で実施する予定です。

また、(公財)山形県勤労者育成教育基金協会と連携して『2015年度版労働ハンドブック』が完成しました。今後、県内の高校3年生を中心に無償配布します。

## 山形大学「連合山形寄付講座」はじまる

山形大学人文学部と連合山形が協定締結し、4年目の取り組みとなる「連合山形寄付講座」。「労働と生活」をテーマに労働組合と協同組合の取り組みや果たすべき役割、現状と課題等について、10月1日の第1回講義から翌年2月まで計15回の講義を行います。

山形県労福協ではそのうちの3回を担当し、労働金庫・全労済・生協・農協の協同組合からそれぞれの取り組み等について講義します。

# 第68回労働者体育祭山形県大会

第68回を迎えた歴史ある『労働者体育祭』。10月3日(土)と4日(日)に全5競技中4競技を開催しました。結果は以下のとおりです。

残る軟式野球競技は10月17日(土)、31日(土)(予備日11月1日(日))に県総合運動公園野球場で行います。結果は次号&ホームページに掲載します。



【総合開会式で挨拶する  
岡田実行委員長と富樫県雇用対策課長】



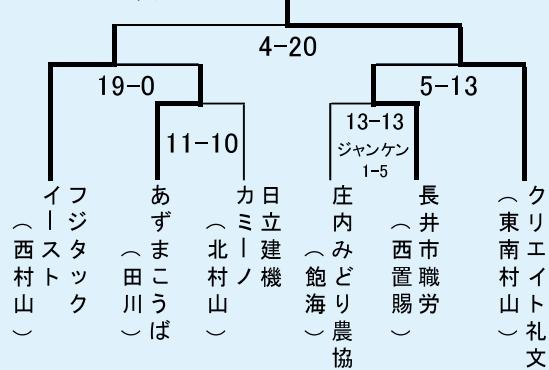
## ソフトボール

開催日=10月3日(土)

会場=県総合運動公園運動広場

順位	チーム名	地区名
優勝	センチュリー21株クリエイト礼文	東南村山
準優勝	フジタックイースト	西村山
第3位	あづまこうば(ルネサスグループ鶴岡)	田川
△	長井市職員労働組合	西置賜

### トーナメント表



## 初出場初優勝!



【優勝 センチュリー21株クリエイト礼文】



## ボウリング

開催日=10月3日(土)

会場=山形ファミリーボウル

順位	チーム名	地区名
優勝	酒田市役所A	飽海
準優勝	山形市役所A	東南村山
第3位	県職労庄内支部	田川

### 順位表

順位	チーム名	スコア
1	酒田市役所A(飽海)	2196
2	山形市役所A(東南村山)	2047
3	県職労庄内支部(田川)	2012
4	J P 労組Aチーム(北村山)	1956
5	A S E ジャパン(東南置賜)	1933
6	第一貨物(東南村山)	1924
7	東根市職労(北村山)	1860
8	N T T 労組(東南村山)	1835
9	米沢浜理薬品工業(東南置賜)	1823
10	戸沢村職労(最上)	1777
11	ケミコン山形労組B(西置賜)	1746



【優勝 酒田市役所A】

酒田市役所チーム  
5連覇達成!





## 硬式卓球

開催日=10月3日(土)

会 場=県総合運動公園サブアリーナ

順位	チーム名	地区名
優勝	山形市職労	東南村山
準優勝	東北電労	東南村山
第3位	東北エプソン株式会社	飽海
〃	チーム晃大	東南置賜

## 2連覇!



【優勝 山形市職労】

## (1) 予選リーグ

Aブロック		勝敗数
1位	チーム晃大(東南置賜)	3勝0敗
2位	東北電労(東南村山)	2勝1敗
3位	鶴岡市役所(田川)	1勝2敗
4位	酒田市職労(飽海)	0勝3敗

Bブロック		勝敗数
1位	東北エプソン(飽海)	3勝0敗
2位	県職労(東南村山)	2勝1敗
3位	サクサ(東南置賜)	1勝2敗
4位	スタンレー(田川)	0勝3敗

Cブロック		勝敗数
1位	山形市職労(東南村山)	2勝0敗
2位	J P 庄内(田川)	1勝1敗
3位	ケミコン山形労組(西置賜)	0勝2敗

## (2) 決勝トーナメント



## ソフトバレーボール

開催日=10月4日(日)

会 場=鶴岡市小真木原総合体育館

順位	チーム名	地区名
優勝	酒田市職労	飽海
準優勝	News (EPSON)	飽海
第3位	運輸労連	飽海

## 西置賜地区 初参戦!



## 王座奪還!



【優勝 酒田市職労】

## (1) 予選リーグ

Aブロック		勝敗数
1位	運輸労連(飽海)	2勝0敗
2位	JVCケンウッド(田川)	1勝1敗
3位	ヨロズエンジニアリング(田川)	0勝2敗

Bブロック		勝敗数
1位	酒田市職労(飽海)	2勝0敗
2位	長井市職労(西置賜)	1勝1敗
3位	スタンレー(田川)	0勝2敗

Cブロック		勝敗数
1位	News (EPSON)(飽海)	2勝0敗
2位	ルネサス鶴岡(田川)	1勝1敗
3位	ケミコン山形(西置賜)	0勝2敗

## (2) 決勝リーグ

予選1位ブロック (1~3位決定リーグ)		勝敗数
1位	酒田市職労(飽海)	2勝0敗
2位	News (EPSON)(飽海)	1勝1敗
3位	運輸労連(飽海)	0勝2敗

予選2位ブロック (4~6位決定リーグ)		勝敗数
4位	ルネサス鶴岡(田川)	2勝0敗
5位	JVCケンウッド(田川)	1勝1敗
6位	長井市職労(西置賜)	0勝2敗

予選3位ブロック (7~9位決定リーグ)		勝敗数
7位	ヨロズエンジニアリング(田川)	2勝0敗
8位	スタンレー(田川)	1勝1敗
9位	ケミコン山形(西置賜)	0勝2敗

# 生活なんでも相談 Q&A

No.17



Q.

## 60代・男性 妻の生命保険金の相続について

妻が数か月前に亡くなりました。遺言書はありません。子供が2人いますが、過去に色々あり不仲です。

相続については、預貯金は法定相続分通り分けて、自宅については私が相続することで、子供達と口約束を交わしています。近日中にその内容を記した遺産分割協議書にサインをもらう予定です。

ただし、妻は自身に生命保険を掛けていて、その受取人は夫である私です。保険金のことを子供達は知りません。この保険金も、遺産分割協議の対象となるのでしょうか？

A.

最高裁第三小法廷は昭和40年2月2日、保険金受取人が自己の個有の権利として取得するのであって保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではない、と判決しています。従ってあなたが受取った保険金は遺産分割の対象にならないと一応は言えます。

Q.

## 60代・女性 飼い猫に関する近隣トラブル

私は猫を飼っています。先日、隣家から「言いたくないんだけど、お宅の猫がうちの車によく乗っていて、傷がつくと困るのよね～」と言われました。

もし、飼い猫が隣家の車に傷を付けた場合、修理代を負担しなければならないでしょうか？

A.

あなたの飼い猫が隣家の車に傷をつけた場合、あなたは車の修理代を支払う責任があるということが本問の結論です。

この件については民法718条に「動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う」という規定があります。猫が動物であること、あなたが猫の占

ただしあなたと子供2人は妻の遺産を相続することになるので、受取った保険金の額によって、相続において著しく不公平となることもあります。その場合、受領保険金について民法903条1項の持戻贈与にあたるのでないかという問題が生じます。

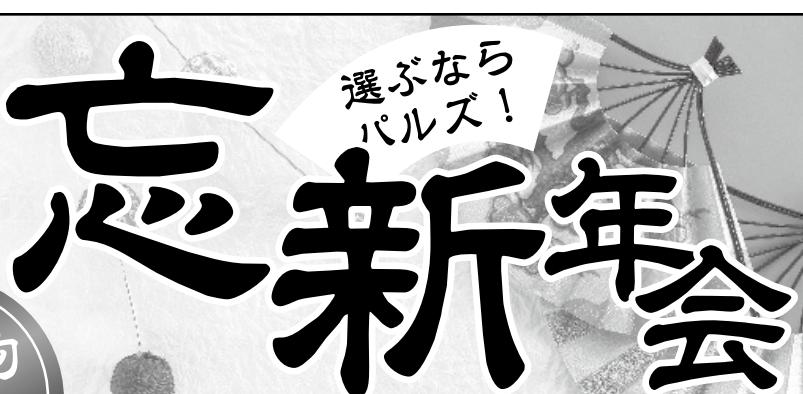
肯定、否定の裁判、学説等多岐にわたりました。肯定の場合も持戻額につき、イ.保険料説、ロ.保険金学説、ハ.解約価額説、二.保険金額の修正説などいろいろあり、二が通説とされていました。

この点につき、最高裁第二小法廷は平成16年10月29日、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし、到底是認することができないほどに著しいものであると評価できる特段の事情が存する場合には同上の類推により保険金は特別受益に準じて持戻しの対象になる、と判旨しました。そして、特段の事情とは保険金額、遺産の総額に対する比率各相続人の生活実態など諸般の事情を総合考慮するとしてあります。

&lt;回答：設楽作巳弁護士&gt;

有者であることは異論のことでしょう。そして損害とは他人の身体、精神のみならず他人所有の物件も含みます。裁判上問題となった動物には犬、馬、牛、猿、鶏などがあります。

そして同上但し書には「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもって管理したときにはこの限りでない」と責任の免除が規定されているところです。相当の注意をもって管理するとは、要するに社会通念に従い通常払うべき程度の注意義務を意味するとされているのですが抽象的で判然としません。猫は夜一定範囲を歩き回る性質があるので、どの程度の注意をもって管理すれば免責されるのかはっきりしません。具体的にはケースに応じて判断されることになります。



大手門パルズ  
(一社)山形県勤労者福祉センター  
山形市木の実町12-37 TEL 023-624-8600



## 2015 生活底上げ・福祉強化キャンペーン

ろうきんは組合と組合員のニーズに応えるために、低利な融資や有利な制度を提供し、労働組合の自主福祉活動をバックアップいたします。



### 労働組合

働くものの社会的・経済的地位の向上

- 働くものの生活・労働条件の向上と雇用の安定
- 組合員とのコミュニケーション強化

ワークライフ  
バランスの  
実現

セーフティネット  
の構築

社会連帯の  
輪の拡大



### ろうきん

生活応援運動

- 働くものの生涯にわたるライフイベントのサポート
- 金融商品・サービスに関する消費者教育
- 計画的な貯蓄による資産形成の提案

生活改善

生活防衛

生活設計

ろうきんの基本姿勢 「わたしたちは、日本でただひとつ、はたらく人のための生活応援バンクです。」

目的

ろうきんは、はたらく仲間がつくる金融機関です

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の組合員が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくれた協同組織の金融機関です。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

ろうきんは、労働金庫法にもとづいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、他の金融機関とほとんど変わりません。

しかし、資金の運用が大きく違います。はたらく仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、

住宅・自動車・教育・育児など、はたらく仲間とその家族の生活を支え、より豊かにするために役立てられています。

たすけあいから始まった  
全労済の火災共済は、  
60周年を迎えました。

1954年 大阪にて「火災共済」制度発足

契約件数 約4万件

1995年1月  
阪神・淡路大震災

2000年5月「自然災害共済」  
制度発足

2011年3月  
東日本大震災

2015年2月  
「火災共済」  
「自然災害共済」  
制度改定

おかげさまで、454万件の  
たすけあいの輪に広がりました。

2015年2月  
制度改定

ZENROSAI NEWS  
6015B109

火災・地震・風水害・落雷・盗難まで幅広く保障!

新火災共済+

風水害等給付金付火災共済・個人賠償責任共済

新自然災害共済

自然災害共済

火災・落雷等のとき  
最高6,000万円の保障

風水害等のとき  
最高4,200万円の保障

地震等のとき  
最高1,800万円の保障

70%以上の  
焼損で  
全焼扱い

火災共済は  
万一のとき  
再取得価額保障

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会  
たすけあいから生まれた、強制の生保です。  
全労済は、原則としていじめの生活のためとして  
共済事業を営み、組合員の資本の安心のため  
である運営を行っています。災害をもたらす  
はたらく仲間のための生活のための組合員に  
おはなに利用いただけます。